



現行原子力政策大綱(平成17年10月策定) に関する政策評価について

平成22年 7月27日

現行原子力政策大綱に示す政策の評価

- 現行原子力政策大綱においては、「関係行政機関の原子力に関する施策の実施状況を適時適切に把握し、関係行政機関の政策評価の結果とそれに対する国民意見を踏まえつつ、自ら定めた政策の妥当性を定期的に評価し、その結果を国民に説明していくこととする。」こととしている。
- これに基づき、平成18年4月より、政策評価を順次実施した。
- 評価にあたっては、関係機関からのヒアリング、有識者・一般市民との意見交換を適宜実施するとともに、パブリックコメントを実施し、広く国民からの声を反映した。

各政策評価の実績

■ 分野毎に9つの政策評価を実施

平成18年8月	①	安全確保に関する政策の妥当性について
平成19年5月	②	平和利用の担保と核不拡散体制の維持・強化の取組に関する基本的考え方の評価について
平成19年11月	③	原子力と国民・地域社会との共生に関する取組の基本的考え方の評価について
平成20年9月	④	放射性廃棄物の処理・処分に関する取組の基本的考え方の評価について
平成21年1月	⑤	核融合研究開発に関する取組の基本的考え方の評価について
平成21年7月	⑥	エネルギー利用に関する取組の基本的考え方の評価について
平成21年11月	⑦	原子力研究開発に関する取組の基本的考え方の評価について
平成22年6月	⑧	放射線利用に関する取組の基本的考え方の評価について
平成22年実施中	⑨	人材の育成・確保に関する取組の基本的考え方の評価について(案)

結 論

- 各政策評価の結果、現行原子力政策大綱が示した基本的考え方を尊重して、各行政機関、事業者等において、取組が着実に行われており、また、引き続き現行原子力政策大綱に示した基本的考え方を尊重すべきと評価
- 今後、取組を一層充実するための各行政機関、事業者等の取組方策について提言しているものの、現行原子力政策大綱の方向性を大きく変更する必要があるとの評価はなされなかった

①安全確保に関する政策評価

【主な提言】

(1)国・事業者等の責任

- ・経済産業省からの原子力安全・保安院の分離について、継続して検証が必要

(2)安全文化の確立・定着と運転管理の継続的改善

- ・事業者等は、安全文化の確立・定着と運転管理を継続的に改善すること

(3)リスク情報の活用

- ・国及び事業者等は、原子力安全委員会の公表した定量的安全目標案や性能目標案を、個別の安全規制・制度の検討に活用すること

(4)高経年化対策

- ・国は、最新の知見を踏まえた科学的合理性のある効果的な高経年化対策を企画・推進すること

(5)原子力防災

- ・国、地方公共団体及び事業者等は、改良・改善措置を着実に実施すること

(6)安全確保のための活動に係るコミュニケーション

- ・国及び事業者等は、今後ともリスク管理の企画、推進、評価、改善の各段階でコミュニケーション活動に誠実に取り組んでいくこと

(7)核物質防護対策

- ・国は、国際動向を把握し、適宜に適切な制度整備を行うことを怠らないこと

②平和利用の担保と核不拡散体制の維持・強化 に関する政策評価

【主な提言】

- (1) 我が国の法規制及び国際的な枠組みに基づいた原子力の平和利用の担保
 - ・文部科学省、(財)核物質管理センター、事業者等は、保障措置活動の効果的・効率的な推進及び質の向上に向けて、改良を図る活動を推進していくこと
- (2) 国内関係者間の意識共有及び国民への情報発信
 - ・行政機関、事業者等は、原子力の平和利用を担保するための具体的な枠組みや取組とその重要性について国民との相互理解活動を進めていくこと
 - ・事業者等は、平和利用に関する組織文化の醸成を目指し、保障措置活動等の重要性の認識等を事業所の従事者及び関係者間で共有すること
- (3) 国際社会に対する発信
 - ・国は、外務省を中心に、我が国における原子力の研究、開発及び利用に関する活動が平和目的に限定されていること及び我が国が核不拡散体制の維持・強化に向けて取り組んでいることについて、一層積極的に対外発信していくこと
 - ・核不拡散の推進に向けた国際的取組に積極的に貢献して、我が国に対する国際的な信頼を更に高めていくこと

②平和利用の担保と核不拡散体制の維持・強化 に関する政策評価

【主な提言(つづき)】

(4) プルトニウム利用に関する透明性の確保

- ・内閣府、文部科学省及び経済産業省、事業者等は、プルトニウムの管理状況や利用計画についての国の内外に対する情報発信を絶えず改良すること

(5) 国際社会と協調した核不拡散・核軍縮の取組

- ・外務省は、関係機関と協力して、一層効果的で効率的な核不拡散のための国際的取組やルール形成に積極的に関わっていくこと
- ・経済産業省は、民生技術の転用や迂回輸出を防止するために、諸外国・地域との協力を一層強化し、効果的で効率的な輸出管理を行っていくこと
- ・核物質防護対策や核セキュリティ対策を強化する新たな国際的な取組にも積極的に対応すること

(6) 核不拡散への取組基盤の充実に向けた知識経営、人材の育成、関連技術開発等への取組

- ・外務省、文部科学省、経済産業省、事業者及び研究機関等の関係者は連携して、これまでの指摘事項に配慮した取組を進めるために重要な知識経営、人材の育成、技術開発を進めること

③原子力と国民・地域社会との共生に関する政策評価

【主な提言】

(1) 透明性の確保、広聴・広報の充実

- ・事業者及び研究開発機関は、国民やマスメディアから施設の運転状況等に関して高い関心が寄せられる場合には、原子力施設の異常事象等に至らない場合においても、国民の目線に立って情報を発信すること

(2) 学習機会の整備・充実、国民参加

- ・文部科学省、経済産業省、事業者、研究開発機関、学会等は、国民各層が原子力等に関する基礎情報を学習する機会、場所の提供を充実すること
- ・内閣府、文部科学省、経済産業省等は、政策決定過程において一層透明性を高くし、国民の関心を高め、意見を広く聴く努力を行うこと

③原子力と国民・地域社会との共生に関する政策評価

【主な提言(つづき)】

(3) 国と地方との関係

- ・国、立地地域の広域自治体及び基礎自治体の三者は、地域の実情に即したニーズや問題点等について情報を共有し、意見交換の機会と内容を充実して、原子力政策に関する相互理解を進め、政策の推進に必要な信頼関係を構築すること
- ・内閣府、文部科学省及び経済産業省は、立地地域以外の広域自治体や基礎自治体の首長及び住民とも、原子力施設立地の国策上の位置付け等、原子力政策に関して一層の相互理解を進める取組を行うこと

(4) 立地地域との共生

- ・文部科学省及び経済産業省は、当該地域の地方自治体や住民の熱意やアイデアを尊重し、多彩で使いやすい政策メニューの整備に努めること
- ・文部科学省及び経済産業省は、交付金制度の不断の見直しを図るとともに、国民と認識を共有するため、地方自治体による評価の内容を一層広く周知すること

④放射性廃棄物の処理・処分に関する政策評価

【主な提言】

○ 高レベル放射性廃棄物の処分事業の推進

- ・関係行政機関等は、当該地域の持続可能な発展に資する地域自らが発案する取組に国民が協力していくことについて、国民との間で相互理解を深めること
- ・国は、諸決定が公開で行われ、そこで多様な意見が議論されるように工夫すること
- ・国、研究開発機関及びNUMOは、研究開発機関からNUMOへの技術移転の進め方や適切な仕組みについて具体的に検討すること
- ・安全規制機関は、安全審査の際に求められる評価モデルの考え方、入力データの品質保証の在り方等について、あらかじめ事業者に提示すること

○ 長半減期低発熱放射性廃棄物（TRU廃棄物）の処分事業の推進

- ・NUMOは、長半減期低発熱放射性廃棄物（TRU廃棄物）の処分事業に関し、立地に係る相互理解活動に十分に取組んでいくこと

④放射性廃棄物の処理・処分に関する政策評価

【主な提言(つづき)】

○ RI・研究所等廃棄物処分施設の立地

- ・国は、RI・研究所等廃棄物処分施設の立地を進めるに当たり、前面に立った取組を行うこと

○ 原子力施設の廃止措置

- ・事業者等は、原子力施設の廃止措置に関して、クリアランス制度の内容、必要性、長所等に関する国民との相互理解活動に努めていくこと

○ 全 般

- ・放射性廃棄物の処理・処分は長期にわたって継続的に実施される取組であり、一層効果的かつ効率的にこれを行うことを可能にする技術を求めて研究開発を継続的に実施し、有効な新技術が見出された場合は、適宜にこれを採用すること
- ・この活動は、発生者により推進されるのが基本であるが、基礎・基盤的な知見・技術の充実あるいは透明性が求められる安全規制に係る知見の充実のための研究開発は、国も分担すること
- ・事業者と国は、研究開発ロードマップを共有することにより、それぞれの取組を効果的かつ効率的に推進すること

⑤核融合研究開発に関する政策評価

【主な提言】

(1) ITER 計画及びBA 活動について

- ・JAEA を中心とした関係機関は、ITER 機構への人材の派遣の方策や、将来の原型炉に向けて我が国として維持していくべき技術、ノウハウ、それらが蓄積されるべき機関等について、戦略的な検討を行うこと
- ・BA 活動に関しては、実施内容について国内研究者間で一層の情報共有がなされるような体制の構築と参加のための枠組みを整備すること

(2) 学術研究について

- ・文部科学省は、ヘリカル、レーザー方式による研究の進捗を踏まえて適切な時期に核融合炉としての可能性を評価し、その後の進め方を検討すること

(3) 研究開発体制について

- ・産官学にわたる全日本的な体制の強化を今後とも図っていくこと

(4) 社会への発信について

- ・各関係機関は、国民に対して核融合エネルギーの意義等について常に説明責任を果たしていくこと

(5) 次段階への移行の判断について

- ・文部科学省においては、今後も、核融合研究開発の総合的な進捗状況を踏まえ、適宜・適切なチェック・アンド・レビューを実施していくこと

⑥エネルギー利用に関する政策評価

【主な提言】

- (1) 社会環境等の変化を踏まえた立地地域社会と共存する仕組みの見直しと強化
- (2) 国の行政判断の立地自治体に対する効果的な説明方策の検討
- (3) 原子力発電に係る課題の認識を共有する仕組みの整備
- (4) 電気事業者の運転管理に係る技術基盤の整備
- (5) 原子力発電への投資を促すための環境整備の継続
- (6) 原子力発電の新規導入、拡大国に対する基盤整備の重要性を伝える取組
- (7) 事業者の国際展開に係る基盤整備
- (8) 次世代軽水炉等の技術開発計画の適切な立案実行
- (9) ウラン資源を有する開発途上国への総合的な観点からの支援
- (10) ウラン濃縮事業における新型遠心分離機の着実な導入
- (11) 六ヶ所再処理工場における業務リスク管理の徹底
- (12) 核燃料サイクルに係る基盤的技術開発能力の維持・強化
- (13) 実用化を目指す研究開発に位置づけていない技術(直接処分、海水ウラン等)の適切な水準での研究開発

⑦原子力研究開発に関する政策評価

【主な提言】

○スパイラル型の研究開発アプローチの採用

1. 原子力研究開発活動全体を俯瞰した政策を明示すること

- ・原子力委員会は、取り組むべき原子力研究開発活動を明らかにし、絶えず我が国全体の活動を俯瞰した政策を企画・審議・決定していくこと
- ・その際、我が国の原子力の将来のあり方について、国民的合意を形成しつつ、追求すべき原子力システムを見定め、その上で、資源配分等を含め国が関与する範囲を柔軟に見直すこと

2. 日本原子力研究開発機構の役割を具体的に明示すること

- ・JAEAの組織としての役割を明確化する観点から、原子力政策大綱において、JAEAに対して業務運営に係る基本の方針を一括して示すこと

3. 具体的方策として政策に反映すべき事項

- ・原子力委員会は、関係行政機関等に対して以下の具体的方策を検討するよう働きかけること
 - ・原子力研究開発施設・設備のあり方の検討
 - ・研究開発人材の流動性向上による技術成果の適切な移転
 - ・原子力安全に関する研究の推進・規制の協調体制の構築

⑧放射線利用に関する政策評価

【主な提言】

○放射線利用に係る施設・設備の整備と共同利活用の推進

- ・産業界等の利用に供する施設・設備を所有する関係機関は、トライアルユース制度等を活用した新たなユーザの掘り起こし等を行うこと
- ・多額の国費を投入する先端研究開発施設を整備・維持するに当たって、施設の整備・維持に携わる関係者は、国民の理解を得るための取組の充実すること

○地域の特色を生かした産学官連携の推進

- ・地方公共団体において、産学官が緊密に連携し、それぞれの資金面や人材面でのリソースを結集し、地域の特色を生かしたプロジェクトを展開すること

○放射線源の供給のあり方について

- ・モリブデン-99 の安定供給のために、関係行政機関が、産業界、医療関係者、研究開発機関等の関係機関と緊密に連携・協力早急に検討を進めていくこと

○安全の確保と合理的な規制について

- ・規制当局は、海外の状況等を踏まえ、規制のさらなる合理化が必要であると認められる場合には、安全確保を大前提として、適切な対応を行うこと

⑧放射線利用に関する政策評価

【主な提言(つづき)】

○国民の理解促進

- ・関係行政機関等は、放射線利用に関する国民の理解促進を図るため、放射線利用の効用等についても丁寧に説明すること

○人材育成・確保

- ・研究開発機関において、先端研究施設の共用を進めていく上で必要となる利用支援業務を行なう人材の業務が適切に評価される仕組みの構築等を検討すること

○国際協力のあり方について

- ・協力国の産業界と研究実施主体との出会いの場の提供等を通じて、研究成果等の技術移転が効果的になされること

○基礎的・基盤的な研究開発のあり方について

- ・今後、国として推進すべき放射線利用に係る基礎的・基盤的な研究開発等のあり方について、関係行政機関等が連携して、検討を行うこと

⑨人材の育成・確保に関する政策評価(案)

【主な提言】

1. 職場環境の改善について
 - (1) 多様な人材が共存する職場づくり
2. 原子力産業に携わる人材の育成・確保について
 - (1) 技術・技能に関するノウハウの継承
 - (2) 技量認定制度の普及
 - (3) 安全文化の定着やコンプライアンス等の倫理教育の徹底
3. 高等教育機関における教育の充実について
 - (1) 国の支援を活用した人材育成の在り方の検討
 - (2) 大学における教育の充実に向けた取組の推進
 - (3) 原子炉やホットラボの維持
 - (4) 企業のニーズを踏まえた人材育成
4. 大学及び研究機関において研究開発に携わる人材の育成・確保について
 - (1) 国の支援の在り方の検討
 - (2) 企業による協力の促進

⑨人材の育成・確保に関する政策評価(案)

【主な提言(つづき)】

5. 国際的に活躍できる能力を有する人材の育成・確保について
 - (1) 大学における「原子力国際人材」の育成充実
 - (2) 大学における海外の人材育成に関するネットワーク機関との連携
 - (3) 国際機関で働く人材の育成・確保
 - (4) 国際機関における外部専門家の確保
6. 人材育成に関する国際協力について
 - (1) 産学官一体となった人材育成体制の構築
 - (2) 人材育成支援後のフォローアップ
7. 規制機関等における人材の育成・確保について
 - (1) 安全規制に携わる人材の一層の充実
8. PDCAサイクルの徹底